

消 防 本 部

宇治市消防本部訓令甲第2号

宇治市消防本部及び消防署文書等管理規程の一部を改正する規程を、次のとおり定める。

令和2年3月31日

宇治市消防長 伊庭 邦夫

宇治市消防本部及び消防署文書等管理規程の一部を改正する規程

宇治市消防本部及び消防署文書等管理規程（平成10年宇治市消防本部訓令甲第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中「（以下「消防本部及び消防署」という。）」を削る。
第2条から第4条までを削り、第5条を第2条とする。

別記様式を削る。

附 則

（施行期日）

- この規程は、令和2年4月1日から施行する。
（経過措置）
- この規程の施行の日の前日までに、作成し、又は取得した文書の取扱いについては、なお従前の例による。

（揭示済）

宇治市消防本部訓令甲第3号

宇治市消防本部及び消防署事務決裁規程の一部を改正する規程を、次のとおり定める。

令和2年3月31日

宇治市消防長 伊庭 邦夫

宇治市消防本部及び消防署事務決裁規程の一部を改正する規程

宇治市消防本部及び消防署事務決裁規程（昭和58年宇治市消防本部訓令甲第2号）の一部を次のように改める。

別表第2第1項中第17号を削り、第18号を第17号とし、第19号から第35号までを1号ずつ繰り上げる。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

（揭示済）

議 会

宇治市議会規程第2号

宇治市議会事務局規程の一部を改正する規程を、次のとおり定める。

令和2年3月31日

宇治市議会議長 真田 敦史

宇治市議会事務局規程の一部を改正する規程

宇治市議会事務局規程（昭和58年宇治市議会規程第1号）の一部を次のように改正する。

別表第29号中「地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に規定する職員」を「会計年度任用職員」に改める。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

（揭示済）

宇治市議会規程第3号

宇治市議会事務局文書等管理規程の一部を改正する規程を、次のとおり定める。

令和2年3月31日

宇治市議会議長 真田 敦史

宇治市議会事務局文書等管理規程の一部を改正する規程

宇治市議会事務局文書等管理規程（平成10年宇治市議会規程第1号）の一部を次のように改正する。

第4条から第6条までを削り、第7条を第4条とし、第8条第1号中「別記様式第4号」を「別記様式第1号」に改め、同条第2号中「別記様式第5号」を「別記様式第2号」に改め、同条第3号中「別記様式第6号」を「別記様式第3号」に改め、同条を第5条とし、第9条から第12条までを3条ずつ繰り上げる。

別記様式第1号から別記様式第3号までを削り、別記様式第4号中「第8条」を「第5条」に、「

あて先

宛先

」

、同様式を別記様式第1号とし、別記様式第5号中「第8条」を「第5条」に改め、同様式を別記様式第2号とし、別記様式第6号中「第8条」を「第5条」に改め、同様式を別記様式第3号とする。

附 則

（施行期日）

- この規程は、令和2年4月1日から施行する。
（経過措置）
- この規程の施行の日の前日までに、作成し、又は取得した文書の取扱いについては、なお従前の例による。

（揭示済）

教 育 委 員 会

宇治市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則を、ここに公布する。

令和2年3月31日

宇治市教育委員会

教育長 岸本 文子

宇治市教育委員会規則第3号

宇治市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則

宇治市教育委員会事務局事務分掌規則（昭和57年宇治市教育委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

第2条中「及び」を「並びに室及び」に改める。

第3条第1項本文中「課」を「課並びに室」に改め、同項ただし書中「係」を「室若しくは係」に改める。

第4条の見出しを「（職）」に改め、同条第2項中「、係」を「、室に室長を、係」に改め、同条第3項中「、係」を「、室及び係」に改める。

第5条第1項中「及び」を「並びに室長及び」に改める。

第6条中「、係長」を「、室長、係長」に改める。

別表第1中「

係

室・係

」

職員係 学校規模適正化推進室」に、

「

生涯学習課

生涯学習係 事業係

生涯スポーツ係

」

「

生涯学習課	生涯学習係 事業係
博物館管理課	企画学芸係 資料学芸係

」

別表第2教育総務課の部企画庶務係の項中第13号から第17号までを削り、第13号を第13号とし、第19号を第14号とし、同部教職員係の項第4号中「任用」を「任用等」に改め、同部に次の1項を加える。

学校規模適正化推進室

- (1) 学校規模等の適正化に関すること。
- (2) 通学区域の立案に関すること。
- (3) 学校基本調査に関すること。
- (4) 児童数及び生徒数の推計に関すること。
- (5) 小学校就学前の子供に対する教育に係る計画に関すること。

別表第2生涯学習課の部生涯スポーツ係の項を削り、同部の次に次の1部を加える。

博物館管理課

企画学芸係

- (1) 資料の収集に関すること。
- (2) 資料の調査及び研究に関すること。
- (3) 資料の展示及び利用に関すること。
- (4) 資料に関する報告書、図録等の作成及び頒布に関すること。
- (5) 教育普及事業に関すること。
- (6) 博物館の事業の方針及び企画の実施に関すること。
- (7) その他博物館の事務に関すること。

資料学芸係

- (1) 資料の整理及び保存に関すること。
- (2) 資料の活用に関すること。
- (3) 資料の利用者に対する情報提供及び助言に関すること。
- (4) その他資料に関すること。

別表第2教育支援センター学校教育課の部学事係の項第2号中「、就学奨励及び就園奨励」を「及び就学奨励」に改め、同項第8号中「、変更」を削り、同表教育支援センター教育支援課の部家庭地域支援係の項第7号中「宇治青少年こころの電話」を「補導活動」に改め、同項中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

- (8) 青少年に係る相談に関すること。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(揭示済)

行政組織の変更に伴う関係規則の整理に関する規則を、ここに公布する。

令和2年3月31日

宇治市教育委員会

教育長 岸本 文子

宇治市教育委員会規則第4号

行政組織の変更に伴う関係規則の整理に関する規則

(宇治市教育委員会公印規則の一部改正)

第1条 宇治市教育委員会公印規則（昭和50年宇治市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

別表中「

京都府宇治市立大久保幼稚園之印	45m m平方	大久保幼稚園の名をもつて発する文書	大久保幼稚園長	1
-----------------	------------	-------------------	---------	---

京都府宇治市立大久保幼稚園長印	21m m平方	大久保幼稚園長の名をもつて発する文書	〃	1
-----------------	------------	--------------------	---	---

」

を「 に、

削除
削除

」

「 を

宇治市青少年指導センター之印	21m m平方	宇治市青少年指導センターの名をもつて発する文書	宇治市青少年指導センター所長	1
宇治市青少年指導センター所長之印	24m m平方	宇治市青少年指導センター所長の名をもつて発する文書	〃	1
契印	だえん形	契印用（青少年指導センター専用）	〃	1

」

「 に

削除
削除
削除

」

、 「 を

〃	〃	〃（宇治市巨椋ふれあい運動ひろばに関する文書専用）	〃	2
〃	21m m平方	〃（宇治市中央公民館専用）	宇治市中央公民館長	1

」

「 に改

削 除				
宇治市教育委員会 教育長之印	2 1 m m 平方	教育長の名をもつて 発する文書（宇治市 中央公民館専用）	宇治市 中央公 民館長	1

」

める。

(宇治市立幼稚園規則の一部改正)

第2条 宇治市幼稚園規則（昭和51年宇治市教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第12条の見出しを「（職員及び職務）」に改め、同条第1項ただし書を削り、同条第4項中「つかさどる」を「掌理する」に改め、同項を同条第6項とし、同条第3項中「をつかさどる」を「に従事する」に改め、同項を同条第4項とし、同項の次に次の1項を加える。

5 教務は、上司の命を受け、担任業務を掌理し、所属職員があるときは、これを指揮監督する。

第12条第2項中「つかさどり」を「掌理し」に、「監督する」を「指揮監督する」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 必要があるときは、教務及び主任を置くことができる。

(宇治市教育委員会事務委任等に関する規則の一部改正)

第3条 宇治市教育委員会事務委任等に関する規則（昭和57年宇治市教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第2号中「、青少年指導センター所長」を削り、「及び園長」を「、園長及び室長」に改める。

（宇治市教育委員会の職員の職務名に関する規則の一部改正）

第4条 宇治市教育委員会の職員の職務名に関する規則（昭和58年宇治市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第3条中第24号を第26号とし、第19号から第23号までを2号ずつ繰り下げ、第18号を第19号とし、同号の次に次の1号を加える。

20 教務

第3条中第17号を第18号とし、第16号を第17号とし、第15号の次に次の1号を加える。

16 室長

（宇治市歴史資料館規則の一部改正）

第5条 宇治市歴史資料館規則（昭和59年宇治市教育委員会規則第29号）の一部を次のように改正する。

第12条中第1項を削り、同条第2項を同条とする。

第13条を削り、第14条を第13条とし、第15条第2項中「掌理する」を「掌理し、所属職員があるときは、これを指揮監督する」に改め、同条中第4項を削り、第5項を第4項とし、同条を第14条とし、第16条の見出しを「（補則）」に改め、同条を第15条とする。

別表中「第14条」を「第13条」に改め、同表第5号中「資料の収集、保存、調査、整理、研究及び展示」を「その他資料館の管理及び運営」に改め、同表第6号から第9号までを削る。

（宇治市源氏物語ミュージアム規則の一部改正）

第6条 宇治市源氏物語ミュージアム規則（平成10年宇治市教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第14条を削り、第15条中第1項を削り、同条第2項中「主任」を「主幹及び主任」に改め、同項を第14条とし、第16条第2項中「係長」を「主幹」に、「、所属職員」を「、所属職員があるときは、これ」に改め、同条を第15条とし、第17条の見出しを「（補則）」に改め、同条を第16条とする。

別表第6号中「資料の収集、保存、調査、整理、研究及び展示」を「その他ミュージアムの管理及び運営」に改め、同表第7号から第10号までを削る。

（宇治市スポーツ推進委員に関する規則等の廃止）

第7条 次の各号に掲げる規則は、廃止する。

- (1) 宇治市スポーツ推進委員に関する規則（昭和39年宇治市教育委員会規則第4号）
- (2) 宇治市青少年指導センター運営協議会設置規則（昭和58年宇治市教育委員会規則第5号）
- (3) 宇治市巨椋ふれあい運動ひろば規則（平成11年宇治市教育委員会規則第9号）
- (4) 宇治市巨椋ふれあい運動ひろば利用者登録カードの交付等に関する規則（平成18年宇治市教育委員会規則第4号）

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

（揭示済）

宇治市立の小学校及び中学校に勤務する府費負担教職員の業務量の適切な管理等に関する規則を、ここに公布する。

令和2年3月31日

宇治市教育委員会

教育長 岸本 文子

宇治市教育委員会規則第5号

宇治市立の小学校及び中学校に勤務する府費負担教職員の業務量の適切な管理等に関する規則

（趣旨）

第1条 この規則は、職員の給与等に関する条例（昭和31年京都府条例第28号。以下「条例」という。）第47条において読み替えて適用する第37条の5の規定に基づき、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号）第7条第1項に規定する指針（以下「指針」という。）を踏まえ、宇治市立の小学校及び中学校に勤務する府費負担教職員（同法第2条第2項に規定する教育職員に限る。以下「教職員」という。）の業務量の適切な管理等に関し必要な事項を定めるものとする。

（業務を行う時間から所定の勤務時間を除いた時間及び月数の上限）

第2条 宇治市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、教職員の健康及び福祉の確保を図ることにより学校教育の水準の維持向上に資するよう、教職員が業務を行う時間（指針に規定する在校等時間をいう。以下同じ。）から所定の勤務時間（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び条例第2条第5号に規定する年末年始の休日並びに条例第18条第1項前段及び後段に規定する京都府人事委員会規則で定める日（それぞれ代休日が指定された日を除く。）以外の日における正規の勤務時間をいう。以下同じ。）を除いた時間を次の各号に掲げる時間の上限の範囲内とするため、教職員の業務量の適切な管理を行う。

(1) 1月について45時間

(2) 1年について360時間

2 教育委員会は、教職員が児童生徒等に係る通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い、一時的又は突発的に所定の勤務時間外に業務を行わざるを得ない場合には、前項の規定にかかわらず、教職員が業務を行う時間から所定の勤務時間を除いた時間を次の各号に掲げる時間及び月数の上限の範囲内とするため、教職員の業務量の適切な管理を行う。

(1) 1月について100時間未満

(2) 1年について720時間

(3) 1月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の1月、2月、3月、4月及び5月の期間を加えたそれぞれの期間において1月当たりの平均時間について80時間

(4) 1年のうち1月において所定の勤務時間以外の時間において45時間を超えて業務を行う月数について6月

（委任）

第3条 この規則に定めるもののほか、教職員の業務量の適切な管理その他教職員の健康及び福祉の確保を図るために必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

（揭示済）

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則を、ここに公布する。

令和2年3月31日

宇治市教育委員会

教育長 岸本 文子

宇治市教育委員会規則第6号

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則

（宇治市青少年専門指導員設置規則の一部改正）

第1条 宇治市青少年専門指導員設置規則（昭和56年宇治市教育委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

第3条の見出しを「（任用）」に改め、同条中「委嘱する」を「任用する」に改める。

第4条を次のように改める。

（適用）

第4条 この規則に定めるもののほか、指導員の勤務条件等については、宇治市会計年度任用職員の給与その他の給付に関する条例（令和元年宇治市条例第22号）、宇治市会計年度任用職員の給与その他の給付に関する条例施行規則（令和2年宇治市規則第7号）及び宇治市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和2年宇治市規則第8号）の定めるところによる。

（宇治市学校教育指導主事設置規則の一部改正）

第2条 宇治市学校教育指導主事設置規則（昭和57年宇治市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第3条の見出しを「（任用）」に改め、同条中「任命する」を「任用する」に改める。

第5条を次のように改める。

（適用）

第5条 この規則に定めるもののほか、指導主事の勤務条件等については、宇治市会計年度任用職員の給与その他の給付に関する条例（令和元年宇治市条例第22号）、宇治市会計年度任用職員の給与その他の給付に関する条例施行規則（令和2年宇治市規則第7号）及び宇治市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和2年宇治市規則第8号）の定めるところによる。

（宇治市善法・河原青少年センター指導員設置規則の一部改正）

第3条 宇治市善法・河原青少年センター指導員設置規則（昭和61年宇治市教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第3条の見出しを「（任用）」に改め、同条中「委嘱する」を「任用する」に改める。

第4条を次のように改める。

（適用）

第4条 この規則に定めるもののほか、指導員の勤務条件等については、宇治市会計年度任用職員の給与その他の給付に関する条例（令和元年宇治市条例第22号）、宇治市会計年度任用職員の給与その他の給付に関する条例施行規則（令和2年宇治市規則第7号）及び宇治市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和2年宇治市規則第8号）の定めるところによる。

（宇治市立学校非常勤講師に関する規則の一部改正）

第4条 宇治市立学校非常勤講師に関する規則（昭和61年宇治市教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第1条中「1月を単位として1年を超えない期間で」を削り、「報酬、服務等」を「勤務条件等」に改める。

第3条を削り、第4条を次のように改める。

（適用）

第3条 この規則に定めるもののほか、講師の勤務条件等については、宇治市会計年度任用職員の給与その他の給付に関する条例（令和元年宇治市条例第22号）、宇治市会計年度任用職員の給与その他の給付に関する条例施行規則（令和2年宇治市規則第7号）及び宇治市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和2年宇治市規則第8号）の定めるところによる。

（宇治市生涯学習指導員設置規則の一部改正）

第5条 宇治市生涯学習指導員設置規則（平成15年宇治市教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

第3条の見出しを「（任用）」に改め、同条中「委嘱する」を「任用する」に改める。

第5条を次のように改める。

（適用）

第5条 この規則に定めるもののほか、指導員の勤務条件等については、宇治市会計年度任用職員の給与その他の給付に関する条例（令和元年宇治市条例第22号）、宇治市会計年度任用職員の給与その他の給付に関する条例施行規則（令和2年宇治市規則第7号）及び宇治市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和2年宇治市規則第8号）の定めるところによる。

（宇治市公民館長に関する規則の一部改正）

第6条 宇治市公民館長に関する規則（平成20年宇治市教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第1条中「任命、報酬、服務等」を「任用、勤務条件等」に改める。

第2条の見出しを「（任用）」に改め、同条中「任命する」を「任用する」に改める。

第4条を次のように改める。

（適用）

第4条 この規則に定めるもののほか、館長の勤務条件等については、宇治市会計年度任用職員の給与その他の給付に関する条例（令和元年宇治市条例第22号）、宇治市会計年度任用職員の給与その他の給付に関する条例施行規則（令和2年宇治市規則第7号）及び宇治市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和2年宇治市規則第8号）の定めるところによる。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

（揭示済）

宇治市青少年電話相談室設置規則を廃止する規則を、ここに公布する。

令和2年3月31日

宇治市教育委員会

教育長 岸本 文子

宇治市教育委員会規則第7号

宇治市青少年電話相談室設置規則を廃止する規則

宇治市青少年電話相談室設置規則（昭和56年宇治市教育委員会規則第18号）は、廃止する。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

（揭示済）

宇治市教育委員会教育長訓令甲第1号

行政組織の変更に伴う関係規程の整備に関する規程を、次のとおり定める。

令和2年3月31日

宇治市教育委員会

教育長 岸本 文子

行政組織の変更に伴う関係規程の整備に関する規程

（宇治市教育委員会事務決裁規程の一部改正）

第1条 宇治市教育委員会事務決裁規程（昭和59年宇治市教育委員会教育長訓令甲第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「、宇治市青少年指導センター条例（昭和62

年宇治市条例第34号。以下「青少年指導センター条例」という。）第1条に規定する青少年指導センター」を削り、同条第9号中「、青少年指導センター条例第3条に規定する所長」を削り、同条第10号中「第12条第2項」を「第12条」に、「並びに宇治市生涯学習センター規則」を「、宇治市生涯学習センター規則」に、「をいう」を「並びに宇治市源氏物語ミュージアム規則（平成10年宇治市教育委員会規則第5号。以下「源氏物語ミュージアム規則」という。）第14条に規定する主幹をいう」に改め、同条第11号中「第12条第2項」を「第12条」に改め、同条第14号中「第12条第1項」を「第12条第2項」に、「第12条第2項」を「第12条」に、「第15条第2項」を「第14条」に改め、同条を同条第15号とし、同条第13号中「、図書館規則」を「、幼稚園規則第12条第2項に規定する教務、図書館規則」に改め、同条を同条第14号とし、同条第12号を次のように改める。

(13) 係長 事務分掌規則第4条第2項に規定する係長及び図書館規則第24条第2項に規定する係長をいう。

第2条第11号の次に次の1号を加える。

(12) 室長 事務分掌規則第4条第2項に規定する室長をいう。

第3条第1項中「係長」を「室長又は係長」に改める。

第4条第2項第13号ウ及び同項第14号ウ中「、大久保青少年センター及び青少年指導センター」を「及び大久保青少年センター」に改める。

第8条の表中「係長」を「室長又は係長」に改める。

別表第1庶務に関する事項の項第3号ウ及び第4号ウ中「及び副課長」を「、副課長及び室長」に改め、同項第33号中「は除く」を「を除く」に改め、同表人事に関する事項の項第1号ウ、第2号ウ及び第3号ウ中「及び副課長」を「、副課長及び室長」に改め、同項第4号中「こえて」を「超えて」に改め、同号ア及びイ中「こえる」を「超える」に改め、同項第6号中「（教育委員会の任命等に係る者を除く。）」を削り、同項第8号中「。（基準の明確なもの）」を「（基準の明確なものに限る。）。」に改め、同号ウ中「及び副課長」を「、副課長及び室長」に改め、同条を同項第9号とし、同項中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 会計年度任用職員を任免すること。				
ア イに規定する会計年度任用職員以外の会計年度任用職員に係るもの		○		
イ 補助的な業務に従事する会計年度任用職員に係るもの				○

別表第2教育総務課に関する事項の項第12号ア並びに第13号ア及びイ中「もの」を「ものに限る。）」に改め、同項中第17号を削り、第18号を第17号とし、第19号から第29号までを1号ずつ繰り上げ、同項第30号エ中

「

○	○
---	---

」を「

○	
---	--

」に改め、同条を同項第29号とし、

同項中第31号を30号とし、第32号及び第33号を1号ずつ繰り上げ、同項第34号エ中

「

○	○
---	---

」を「

○	
---	--

」に改め、同条を同項第33号とし、

同条の次に次の1号を加える。

(34) 学校開放に係る事務の処理に関すること。				○	
--------------------------	--	--	--	---	--

別表第2生涯学習課に関する事項の項中第14号から第21号までを削り、第22号を第14号とし、同項の次に次の1項を加

える。

博物館管理課に関する事項

事項	教育 長	部長	副部 長	課長	副課 長
(1) 博物館の事業の方針及び企画の実施に関すること。	○				
(2) 資料の調査、収集、展示及び研究に関すること。				○	
(3) 資料の貸出し又は借用に関すること。					
ア 特に重要なもの	○				
イ 重要なもの		○			
ウ 比較的重要なもの			○		
エ 軽易なもの				○	
(4) 資料の寄贈又は寄託に関すること。					
ア 特に重要なもの	○				
イ 重要なもの		○			
ウ 比較的重要なもの			○		
エ 軽易なもの				○	
(5) 教育普及事業の実施に関すること。				○	
(6) 資料の閲覧に関すること。				○	
(7) 資料に関する報告書、図録等の作成及び頒布に関すること。				○	
(8) 資料の出版物への掲載を許可すること。					
ア 特に重要なもの	○				
イ 重要なもの		○			
ウ 比較的重要なもの			○		
エ 軽易なもの				○	
(9) 資料の写真撮影を許可すること。					
ア 特に重要なもの	○				
イ 重要なもの		○			
ウ 比較的重要なもの			○		
エ 軽易なもの				○	
(10) 前各号に定めるもののほか所管に属する軽易な事務の処理に関すること。				○	○

別表第2教育支援センター学校教育課に関する事項の項第2号中「、変更」を削り、同項第4号中「通学区域外通学」を「通学区域外就学」に改め、同項中第8号を削り、第9号から第25号までを1号ずつ繰り上げ、同表教育支援センター教育支援課に関する事項の項中第6号を第12号とし、第3号から第5号までを6号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の6号を加える。

(3) 補導活動に係る事務の処理に関すること。				○	
(4) 社会環境浄化活動に係る事務の処理に関すること。				○	

(5) 青少年の健全育成に係る啓発活動を行うこと。				○	
(6) 少年補導委員に身分証明書を交付すること。				○	
(7) 青少年に係る相談に関すること。				○	
(8) 青少年の健全育成に係る調査及び研究に関すること。				○	

別表第2 歴史資料館に関する事項の項を次のように改める。

歴史資料館に関する事項

事項	教育 長	部長	副部 長	課長	副課 長
(1) 歴史資料館の管理及び運営に関すること。					
ア 特に重要なもの	○				
イ 重要なもの		○			
ウ 比較的重要なもの			○		
エ 軽易なもの				○	
(2) 前号に定めるもののほか所管に属する軽易な事務の処理に関すること。				○	○

別表第2 中青少年指導センターに関する事項の項を削り、同表源氏物語ミュージアムに関する事項の項を次のように改める。

源氏物語ミュージアムに関する事項

事項	教育 長	部長	副部 長	課長	副課 長
(1) 源氏物語ミュージアムの管理及び運営に関すること。					
ア 特に重要なもの	○				
イ 重要なもの		○			
ウ 比較的重要なもの			○		
エ 軽易なもの				○	
(2) 前号に定めるもののほか所管に属する軽易な事務の処理に関すること。				○	○

（センター長等の掌理する事務を定める規程の一部改正）

第2条 センター長等の掌理する事務を定める規程（平成27年宇治市教育委員会教育長訓令甲第4号）の一部を次のように改正する。

第1条中「及び宇治市歴史資料館規則」を「、宇治市歴史資料館規則」に、「第12条第2項」を「第12条」に、「（以下）」を「及び宇治市源氏物語ミュージアム規則（平成10年宇治市教育委員会規則第5号）第14条に規定する主幹（以下）」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

担当名等	掌理事務
センター長	教育支援センター、教育集会所及び大久保青少年センターに属する事務に関すること。
博物館管理課主幹	資料の保存及び活用に関すること。
教育支援センター学校教育課主幹	幼稚園教育に関すること。
教育支援センター学校教育課総括指導主	小中一貫教育の推進及び教育振興並びに学校教育活動に係る専門的事項に関

事	すること。
教育支援センター教育支援課主幹	不登校の児童及び生徒の支援に関すること。
生涯学習センター主幹	生涯学習センターの管理及び運営に関すること。
中央図書館主幹	中央図書館の管理及び運営に関すること。
歴史資料館主幹	歴史資料館の管理及び運営に関すること。
源氏物語ミュージアム主幹	源氏物語ミュージアムの管理及び運営に関すること。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

（揭示済）

宇治市教育委員会教育長訓令甲第2号

宇治市教育委員会文書等管理規程の一部を改正する規程を、次のとおり定める。

令和2年3月31日

宇治市教育委員会

教育長 岸本 文子

宇治市教育委員会文書等管理規程の一部を改正する規程

宇治市教育委員会文書等管理規程（平成10年宇治市教育委員会教育長訓令甲第3号）の一部を次のように改正する。

第1条中「（以下「教育委員会」という。）」を削る。

第2条から第4条までを削り、第5条を第2条とする。

別記様式を削る。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規程の施行の日の前日までに、作成し、又は取得した文書の取扱いについては、なお従前の例による。

（揭示済）



宇治市選挙管理委員会規程第1号

宇治市選挙管理委員会文書等管理規程の一部を改正する規程を、次のとおり定める。

令和2年3月31日

宇治市選挙管理委員会

委員長 長谷部 松子

宇治市選挙管理委員会文書等管理規程の一部を改正する規程

宇治市選挙管理委員会文書等管理規程（平成10年宇治市選挙管理委員会規程第1号）の一部を次のように改正する。

第2条から第4条までを削り、第5条を第2条とする。

別記様式を削る。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規程の施行の日の前日までに、作成し、又は取得した文書の取扱いについては、なお従前の例による。

（揭示済）

農 業 委 員 会

宇治市農業委員会告示第1号

宇治市農業委員会文書等管理規程の一部を改正する規程を、次のとおり定める。

令和2年3月31日

宇治市農業委員会
会長 吉田 利一

宇治市農業委員会文書等管理規程の一部を改正する規程
宇治市農業委員会文書等管理規程（平成10年宇治市農業委員会告示第1号）の一部を次のように改正する。

第2条から第4条までを削り、第5条を第2条とする。

別記様式を削る。

附 則

（施行期日）

- この規程は、令和2年4月1日から施行する。
- （経過措置）
- この規程の施行の日の前日までに、作成し、又は取得した文書の取扱いについては、なお従前の例による。

（揭示済）

公 営 企 業

宇治市上下水道事業管理規程第1号

宇治市上下水道部文書等管理規程の一部を改正する規程を、次のとおり定める。

令和2年3月31日

宇治市長 山本 正

宇治市上下水道部文書等管理規程の一部を改正する規程
宇治市上下水道部文書等管理規程（平成10年宇治市水道事業管理規程第13号）の一部を次のように改正する。

第1条中「（以下「上下水道部」という。）」を削る。

第2条から第4条までを削り、第5条を第2条とする。

別記様式を削る。

附 則

（施行期日）

- この規程は、令和2年4月1日から施行する。
- （経過措置）
- この規程の施行の日の前日までに、作成し、又は取得した文書の取扱いについては、なお従前の例による。

（揭示済）

宇治市上下水道事業管理規程第2号

宇治市公共下水道規程の一部を改正する規程を、次のとおり定める。

令和2年3月31日

宇治市長 山本 正

宇治市公共下水道規程の一部を改正する規程
宇治市公共下水道規程（平成24年宇治市水道事業管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

第10条の見出し中「又は占用」を削り、同条第1項中「又は第16条第1項」を削り、「、物件設置及び占用許可申請書」を「、物件設置（変更）許可申請書」に改め、同条第2項中「、物件設置又は占用の」を「、法第24条第1項に規定する行為の」に、「、物件設置及び占用許可書（別記様式第16号）を」を「、物件設置

（変更）許可書（別記様式第15号の2）を当該許可に係る申請をした者に」に改め、同条に次の1項を加える。

3 法第24条第1項に規定する行為の許可を受けた者は、当該許可に係る行為が完了したときは、速やかにその旨を物件設置完了届（別記様式第15号の3）により管理者に届け出て、検査を受けなければならない。

第10条の次に次の1条を加える。

（占用の許可申請）

第10条の2 条例第16条第1項に規定する申請書は、占用（変更）許可申請書（別記様式第16号）とする。

2 管理者は、条例第16条第1項に規定する占用の許可をしたときは、占用（変更）許可書（別記様式第16号の2）を当該許可に係る申請をした者に交付するものとする。

第12条の見出し中「工事等」を「工事」に改め、同条第1項中「又は公共下水道の施設の維持」を削り、「、公共下水道施設築造工事等承認申請書」を「、公共下水道施設築造工事承認申請書」に、「を管理者に提出しなければ」を「により管理者に申請しなければ」に改め、同条第2項中「、公共下水道施設築造工事等承認（不承認）通知書」を「、公共下水道施設築造工事承認（不承認）通知書」に、「当該」を「同項の規定による」に改め、同条第3項及び第4項を次のように改める。

3 第1項に規定する工事の承認を受けた者は、当該承認を受けた事項を変更しようとするときは、公共下水道施設築造工事変更承認申請書（別記様式第19号）により管理者に申請し、その承認を得なければならない。

4 第1項又は前項に規定する工事の承認を受けた者は、当該工事が完了したときは、速やかにその旨を公共下水道施設築造工事完了届（別記様式第20号）により管理者に届け出て、検査を受けなければならない。

第12条第5項を削る。

別記様式第15号を次のように改める。

別記様式第15号（第10条関係）

物件設置（変更）許可申請書

年 月 日

宇治市長宛て

申請者（法人の場合は、所在地、名称及び代表者の氏名）

住所

氏名

電話番号

印

物件の設置（変更）の許可を受けたいので、宇治市公共下水道条例第14条の規定により、次のとおり申請します。

申請区分	☐ 新設 ☐ 変更		
設置場所	宇治市		
設置目的			
工事期間	年 月 日から 年 月 日まで		
物件の内容			
工事業者	住所又は所在地		
	氏名又は名称	電話番号	
	工事責任者		
添付書類	1 位置図 2 平面図 3 断面図 4 標準図 5 その他		

別記様式第15号の次に次の2様式を加える。

別記様式第15号の2（第10条関係）

第 号
年 月 日

様
宇治市長
印

物件設置（変更）許可書

年 月 日付けで申請のあった物件の設置（変更）について、次のとおり許可します。

許可区分	
設置場所	宇治市
設置目的	
工事期間	年 月 日から 年 月 日まで
物件の内容	
許可の条件	

（教示）

- この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、宇治市長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、宇治市を被告として（訴訟において宇治市を代表する者は宇治市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

別記様式第15号の3（第10条関係）

物件設置完了届

年 月 日

宇治市長宛て

届出者（法人の場合は、所在地、名称及び代表者の氏名）
住所
氏名
電話番号

物件の設置に係る工事が完了したので、次のとおり届け出ます。

許可番号及び許可年月日	
設置場所	宇治市
工事完了年月日	年 月 日
工事業者	
添付書類	1 位置図 2 出来形成果表 3 出来形図 4 取付管調書 5 工事写真 6 ト水道施設無償譲渡申込書 7 住宅用公共汚水ます設置確認書 8 その他
※検査年月日	年 月 日
※備考	

（注） ※印の欄は、記入しないでください。

別記様式第16号を次のように改める。

別記様式第16号（第10条の2関係）

占用（変更）許可申請書

年 月 日

宇治市長宛て

申請者（法人の場合は、所在地、名称及び代表者の氏名）
住所
氏名
電話番号

公共下水道の敷地又は施設への占用（変更）の許可を受けたいので、宇治市公共下水道条例第16条第1項の規定により、次のとおり申請します。

申請区分	☐ 新設 ☐ 変更
占用場所	宇治市
占用目的	
占用面積	
占用期間	年 月 日から 年 月 日まで
工事期間	年 月 日から 年 月 日まで
物件の内容	
工事業者	住所又は所在地 氏名又は名称 電話番号 工事責任者
添付書類	1 位置図 2 平面図 3 断面図 4 構造計算書 5 面積計算書 6 現況写真 7 その他

別記様式第16号の次に次の様式を加える。

別記様式第16号の2（第10条の2関係）

第 号
年 月 日

様

宇治市長

印

占用（変更）許可書

年 月 日付けで申請のあった公共下水道の敷地又は施設への占用について、次のとおり許可します。

許可区分	
占用場所	宇治市
占用目的	
占用面積	
占用期間	年 月 日から 年 月 日まで
工事期間	年 月 日から 年 月 日まで
物件の内容	
占用料の金額	
許可の条件	

（教示）

- この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、宇治市長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、宇治市を被告として（訴訟において宇治市を代表する者は宇治市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して

1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

別記様式第17号を次のように改める。

別記様式第17号（第12条関係）

公共下水道施設築造工事承認申請書

年 月 日

宇治市長宛て

申請者（法人の場合は、所在地、名称及び代表者の氏名）

住所

氏名

印

電話番号

公共下水道施設の築造工事の承認を受けたいので、次のとおり申請します。

施設の所在地	宇治市	
目的		
施設の概要		
工事期間	年 月 日から 年 月 日まで	
工事業者	住所又は所在地	
	氏名又は名称	
	工事責任者	電話番号
添付書類	1 位置図 2 平面図 3 断面図 4 標準図 5 その他	
備考		

別記様式第18号中

「 年 月 日 を
公共下水道施設築造工事等承認（不承認）通知書
様

宇治市長

印

「 年 月 日 に
様

宇治市長

印

公共下水道施設築造工事承認（不承認）通知書

、「 築造工事 を「築造工事」に改める。

維持 」

別記様式第19号中「公共下水道施設築造工事等変更承認申請書」を「公共下水道施設築造工事変更承認申請書」に改め、同様式の次に次の様式を加える。

別記様式第20号（第12条関係）

公共下水道施設築造工事完了届

年 月 日

宇治市長宛て

届出者（法人の場合は、所在地、名称及び代表者の氏名）

住所

氏名

印

電話番号

公共下水道施設の築造工事が完了したので、次のとおり届け出ます。

承認番号及び承認年月日	
施設の所在地	宇治市
工事完了年月日	年 月 日
工事業者	
添付書類	1 位置図 2 取付管調書 3 工事写真 4 その他
※検査年月日	年 月 日
※備考	

（注） ※印の欄は、記入しないでください。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。

（宇治市上下水道部公印規程の一部改正）

2 宇治市上下水道部公印規程（昭和42年水道事業管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

別表中「、物件設置及び占用許可書、公共下水道施設築造工事等承認（不承認）通知書」を「、物件設置（変更）許可書、占用（変更）許可書、公共下水道施設築造工事承認（不承認）通知書」に改める。

（揭示済）

宇治市上下水道事業公告第11号

宇治都市計画下水道の変更認可に係る図書の写しの縦覧

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項において準用する同法第62条第2項の規定により、京都府知事から宇治都市計画下水道の変更認可に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第63条第2項において準用する司法第62条第2項の規定により、宇治市上下水道部下水道計画課において縦覧に供します。

令和2年4月2日

宇治市長 山本 正

1 施行者の名称

宇治市

2 都市計画事業の種類及び名称

宇治都市計画下水道事業

宇治市公共下水道

3 縦覧場所

宇治市上下水道部下水道計画課

4 事業施行期間

昭和58年12月16日から令和7年3月31日まで

5 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

（揭示済）

宇治市上下水道事業公告第12号

宇治都市計画下水道事業の変更認可について

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項において準用する同法第62条第1項による、宇治都市計画下水道事業の変更認可の告示（令和2年京都府告示第144号）があつたので、同法第66条の規定により事業の施行について、次のとおり公告す

る。

令和2年4月2日

宇治市長 山本 正

- 1 施行者の名称
宇治市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
宇治都市計画下水道事業
宇治市公共下水道
- 3 事務所の所在地
宇治市上下水道部下水道計画課
- 4 事業施行期間
昭和58年12月16日から令和7年3月31日まで
- 5 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
変更なし

(揭示済)

会 計 室

宇治市会計管理者訓令甲第1号

宇治市会計管理者事務決裁規程の一部を改正する規程を、次のとおり定める。

令和2年3月31日

宇治市会計管理者 山本 美絵

宇治市会計管理者事務決裁規程の一部を改正する規程

宇治市会計管理者事務決裁規程（平成21年宇治市会計管理者訓令甲第1号）の一部を次のように改正する。

第3条第3号中「、貸金」を削り、「、負担金補助」を「、負担金、補助」に改める。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

(揭示済)

正 誤

2019年（平成31年）4月19日付け宇治市公報第2242号中

ページ	欄	誤			正		
15	産業戦略地帯振興部	産業戦略	参事	産業戦略に関する	産業戦略	参事	産業戦略に関する
		地帯	参事	環境企画課に属する事務に関する	地帯	文化自治振興課主幹	平盛ふれあいセンターの管理及び運営に関する
		文化自治振興課主幹		平盛ふれあいセンターの管理及び運営に関する	文化自治振興課主幹	(1) 市民相談に関する	
		文化自治振興		(1) 市民相談に関する	産業	(2) 消費生活等に関する	プレミアム

		課主幹	(2) 消費生活等に関する		振興課主幹	付商品券に関する
		産業振興課主幹	プレミアム付商品券に関する		人権環境部	環境企画課に属する事務に関する
	人権環境部	人権啓発課主幹	コミュニティワークうじ館の管理及び運営に関する		人権啓発課主幹	コミュニティワークうじ館の管理及び運営に関する